

1. 少子化対策の推進について

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について

別紙参照。

なお、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」については関連資料1（45頁）を参照。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について

市町村や都道府県の行動計画改定に当たっての考え方については、行動計画策定指針の改正案によりお示ししているため、策定準備についてよろしくお願ひしたい。3月中には告示の予定である。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料2）

今回、改正案において新たに規定している参酌標準は、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。さらに別紙に留意事項をまとめているので、参考にさせていただきたい。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料3）なお、具体的な目標事業量の算出方法等については、追って通知等でお示しするので、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、地域のサービス供給体制を踏まえ、後期計画期間（平成26年度まで）の整備水準を設定されたい。

また、計画の進捗状況を点検・評価することで施策の改善につなげ、PDCAサイクルの実効性を高めることが求められることから、個別事業における定量的な目標設定に加え、施策レベル（「地域における子育て支援」、「職業生活と家庭生活の両立の推進」等）や計画レベルにおける利用者の視点に立った評価指標（アウトカム）の設定について工夫をお願ひしたい。（具体的内容は、昨年8月全国児童福祉主管課長会議資料及び追ってお示しする通知等参照）

さらに、計画策定に当たっては、住民の意見を反映させるほか、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、多様な主体の参画と協働により進められることが重要となる。

なお、今後の施策検討の参考としたいので、ニーズ調査結果において参考となるデータや検討されている独自施策等があれば、積極的に国への情報提供をお願ひしたい。

(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

平成21年度の新規事業として次の2事業を実施することとしている。従来より実施している事業も含め、21年度の事業内容等については(別冊(総務課少子化対策企画室)資料4～5)のとおり予定している。

① 次世代育成支援人材養成事業

親の子育てを支援するコーディネーターや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などの子育て支援事業に参画する者を養成した場合にはポイントの配分を行うこととしている。(関連資料2)52頁)

② 病児・緊急対応強化モデル事業（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児の預かり等を行った場合にポイントの配分を行うこととしている。(職業家庭両立課資料174頁～176頁参照)

上記の新規事業創設に伴い、「地域における仕事と生活の調和推進事業」については、ポイントを設定した事業としては終了することとした(平成21年度からは児童人口配分において実施可能)。

また、平成20年度に創設した「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、平成22年度までの事業であるのでご承知願いたい。

各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

(4) 一時預かり事業の拡充について

一時預かり事業については、ニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を、①従来の保育所での実施に加え、②実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりの実施もその対象とすることとしている。

平成21年度から、児童福祉法に規定された一時預かり事業を国庫補助の対象とし、上記②については「一時預かり事業(地域密着型)」の類型として補助することとしているが、法令に定める人員配置基準等を満たせない場合であっても、要綱に定める基準を満たす場合は「一時預かり事業に類するもの」として補助対象とすることとしている。(保育課関連資料6(333頁)、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29)

各都道府県におかれては、管区市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

(5) 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域の子育て支援拠点については、「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会の姿として、すべての子育て家庭が歩いていける場所への整備が掲げられており、平成21年度では、その拡充に向けて7,100か所の設置に必要な経費として、約102億円を計上している。(関連資料3～5(53頁～57頁))

また、機能の拡充を図るため、ひろば型のうち、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を一体的に実施し、こうした活動を通じて、ひろばを中心に関係機関とのネットワーク化が図られ、子育て家庭に、よりきめ細かな支援を行うものについて、新たな補助単価(機能拡充型)を設定している。(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料21「児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案)」参照)

この機能拡充にかかる要件としては、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等が、次の①から④のいずれかの事業を実施していることとする。

- ① ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業
- ② ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業
- ④ その他、市町村独自に補助又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業

この他、出張ひろばについて、現行では「ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等」が開設するとしているところであるが、今後は、社会福祉法人等のほか、「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合」には「ひろば型を開設している市町村」が出張ひろばを開設することができるよう対象拡大したところである。

また、「開設年度の翌年度に、ひろば型に移行する」こととしている要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」こととする。

これにより、常設のひろば開設が難しい地域においても、出張ひろばを活用して、子育て親子の交流促進や育児相談等の取組の充実に図られたい。

なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）については、平成21年度までの経過措置となっていることから、ひろば型やセンター型への円滑な移行に向け、市町村等の取組を積極的に働きかけていただきたい。

○「地域子育て支援拠点事業実施のご案内」について

事業実施に当たって参考となるよう、ひろば型、センター型、児童館型のそれぞれの取組事例や利用者の声などをまとめたパンフレットを作成し、本年1月に各都道府県・市町村に配布している。厚生労働省ホームページにも掲載しており、あわせて御活用願いたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>)

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

① 子どもの安全を最優先とした対応の徹底

児童虐待への対応は複雑化しているが、今一度基本に立ち返り、立入調査や一時保護の実施、目視による子どもの安全確認、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行うことを願います。併せて、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）により、児童相談所等の安全確認措置の義務化、保護者への出頭要求や裁判官の許可状を得て解錠等を可能とする立入制度、都道府県知事による保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が導入された趣旨も踏まえ、保護者との関係等から介入に躊躇するあまり、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、これらの制度の活用を図り、必要な立入調査や一時保護を適切な時期に実施するなど、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

また、地方公共団体において、出頭要求から臨検・捜索までの一連の安全確認プロセスの中で具体的な手続き等に疑義等が生じた場合には、随時ご相談願いたい。

なお、こうした制度の運用も含め、「子ども虐待対応の手引き」の改訂作業を行っているところであり、おって、通知することとしている。